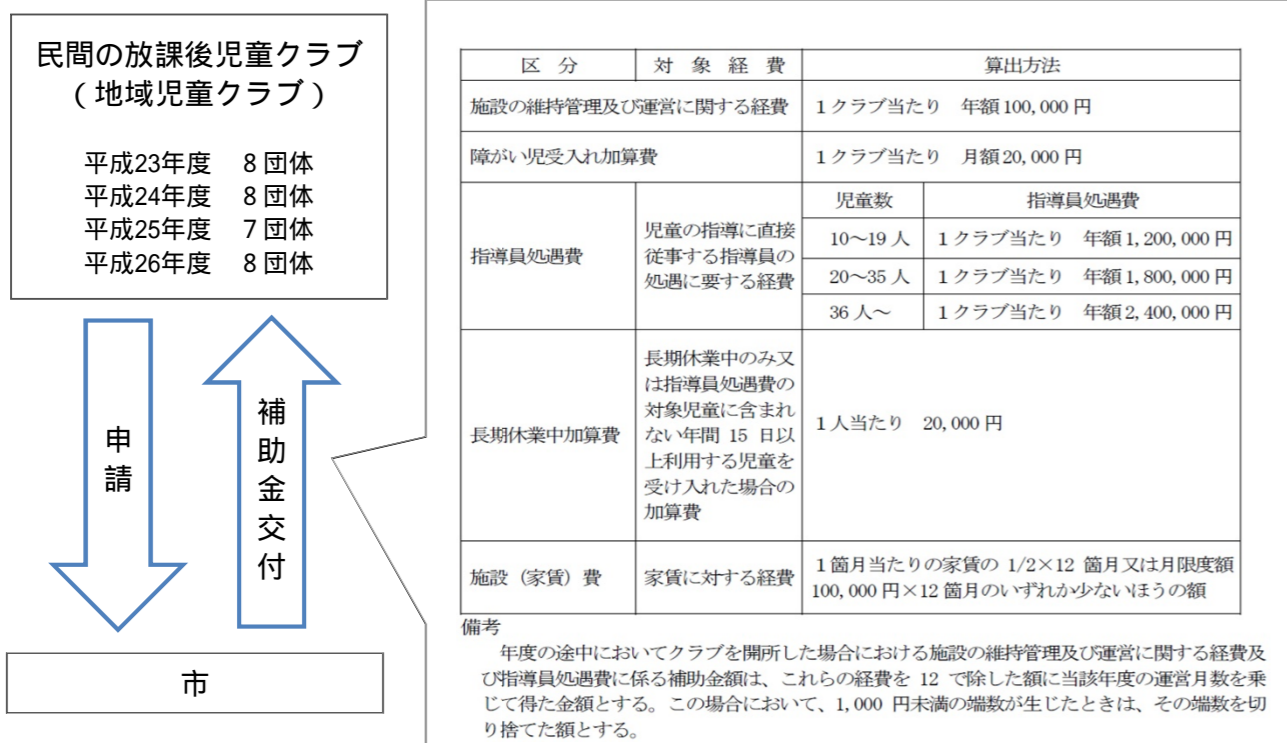


【事業番号5】地域児童クラブ育成支援事業補助金 事業概要シート

担当部名	こども未来部	事業名 (子事業名)	地域児童クラブ育成支援事業補助金
担当課名	こども育成課	根拠法令・例 規・要綱等	厚木市地域児童クラブ設置育成事業補助金交付要綱
担当係名	こどもふれあい係		児童福祉法、厚木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
事業開始年度	平成21年度		
関連する事業 (子事業名)	放課後児童クラブ運営事業費		
事業概要			
目的	就労等を理由に保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、授業の終了後等に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業を行う民間放課後児童クラブに補助金を交付し、運営支援を行うことで、放課後等を安心・安全に過ごせる居場所づくりを進める。		
対象	放課後児童健全育成事業を厚木市に届け出て、設備及び運営に関する基準に適合する放課後児童クラブ		
実施方法	厚木市地域児童クラブ設置育成事業補助金交付要綱に基づき、民間放課後児童クラブに補助金を交付する。		
事業詳細	厚木市地域児童クラブ設置育成事業補助金交付要綱に基づき、民間放課後児童クラブに補助金を交付 1 交付クラブ数 8 団体 2 補助金交付額 2,380千円～3,900千円(年額) 3 算出方法 運営経費、受入児童数、障がい児の受入状況、長期休業加算、施設費により算出 4 各クラブ受入児童数 28人～64人 5 主な活動区域 厚木、三田、小鮎、緑ヶ丘、戸室、飯山等 6 利用者負担 月額12,000円～27,540円 別途、入会金、追加加算等あり 7 入所児童数の経過(各年度当初) 民間 公設 H24年度 197人 1,087人 H25年度 210人 1,079人 H26年度 251人 1,094人 H27年度 262人 1,127人		
事業の効果	民間放課後児童クラブの運営支援を行うことで、放課後等に児童が安心して生活できる居場所を確保することができる。		
事業周知方法 ・内容	・市ホームページ等での掲載 ・放課後児童健全育成事業を届け出た民間放課後児童クラブに対して、個別に周知		

事業の全体像(フロー図、写真などを用いて事業の様子を視覚的に説明)



代表的な事業指標	指標名	地域児童クラブ設置育成事業補助金交付団体数					
	指標の説明	厚木市地域児童クラブ設置育成事業補助金交付要綱による補助金交付団体数					
		単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	指標備考
	目標	件	9	10	10	10	
	実績		7	8	8		
	達成率		77.8%	80.0%	80.0%		

事業のコスト				
コスト	単位	平成26年度(決算)	平成27年度(決算見込み)	平成28年度(予算)
	事業費	25,700	24,831	34,620
	人件費	2,475	2,526	
	総計	28,175	27,357	

人件費内訳	平成26年度人件費内訳(単位:千円)				平成27年度人件費内訳(単位:千円)			
	行政職1	@ 8,251 × 0.30人	=	2,475	行政職1	@ 8,421 × 0.30人	=	2,526
	行政職2	@ 8,054 ×		0	行政職2	@ 8,304 ×		0
	消防職	@ 8,540 ×		0	消防職	@ 8,672 ×		0
	再任用	@ 3,455 ×		0	再任用	@ 3,514 ×		0
	臨時職員	@ 1,190 ×		0	臨時職員	@ 1,186 ×		0
	その他	×		0	その他	×		0

事業費及び財源内訳(千円)	年度	総額	一般財源	国県支出金	市債	その他
	H26(決算)	25,700	11,727	13,973	0	0
	H27(決算見込み)	24,831	9,485	15,346	0	0
	H28(予算)	34,620	20,056	14,564	0	0

事業費内訳
【平成28年度予算】
負担金、補助金及び交付金 34,620千円 (11団体)

市民要望 社会的要請課題
就労意欲の高まりや少子高齢化・核家族化が進行する中、放課後児童クラブの利用を希望する保護者は、年々増加し、要望は高まっている。今後、放課後児童クラブの入所希望者は、公設、民営にかかわらず拡大していくと考えられる。放課後児童クラブの入所を希望する保護者が増加する中、待機児童解消のためには、公設の市立放課後児童クラブと、民間の地域児童クラブとの連携が重要となっている。

上記課題等への対応や見直しの方向性
放課後児童クラブの待機児童解消のため、市立放課後児童クラブと、受入時間、児童の送迎等、特色ある運営を展開する民間放課後児童クラブでは、育成料の違いもあるため一律に比べることはできないが、放課後児童の受入れ場として、相互に連携し、更なる場の確保が必要となってくる。また、市立放課後児童クラブでの待機児童の保護者が、民間放課後児童クラブの入所を希望したとしても、待機児童の居住地区に対応できるクラブがないと、待機児童の解消にはつながらない。

見直しの有無 有
直近3か年以内の事業見直しの有無と内容
平成27年4月、7月に要綱改正を実施している。主な改正内容は、障がい児加算、長期休業中加算費及び家賃に対する経費の申請の算出方法の見直しや、年度の途中から補助金の交付申請をした場合でも対応できるよう改正した。